(二)　医療法人（厚生労働省令で定める者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第六九条の二第二項関係）

(三)　厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報（以下「医療法人情報」という。）の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとし、当該施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができることとした。（第六九条の二第三項及び第四項関係）

(四)　厚生労働大臣は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、医療法人情報を利用して、医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究として厚生労働省令で定めるものを行うことができることとした。（第六九条の三関係）

(五)　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）を行う者に医療法人情報を提供することができることとし、提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第六九条の四関係）

(六)　(五)により医療法人情報の提供を受けた者は、当該医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該医療法人情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとし、当該者若しくはその者の行う当該医療法人情報に係る調査、学術研究若しくは分析に従事する者又はこれらの者であった者は、当該医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととした。（第六九条の五及び第六九条の六関係）

(七)　独立行政法人福祉医療機構への事務の委託、手数料その他所要の規定の整備を行うこととした。（第六九条の三（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日以降は第六九条の七）、第六九条の八、第八五条の二、第八五条の三及び第九〇条関係）

地域医療連携推進法人の認定及び業務等に関する事項

(一)　都道府県知事の医療連携推進認定を受けることができる一般社団法人が社員とする者として、次に掲げる者を追加することとした。（第七〇条第一項関係）

(1)　医療連携推進区域（医療法第七〇条第一項の医療連携推進区域をいう。(2)において同じ。）において、病院等を開設する者（法人を除く。）

(2)　医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する者（法人を除く。）

(二)　医療連携推進業務のうち、資金の貸付けその他の社員とする者が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるものについて、当該社員とする者から(一)の(1)及び(2)の者を除くこととした。（第七〇条第二項関係）

(三)　都道府県知事が医療連携推進認定をすることができる基準について、(一)の(1)又は(2)の者が社員である場合には、(二)の業務及び出資を行わない旨を定款で定めているものであることを追加するとともに、当該定めをしている一般社団法人については、予算の決定又は変更、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ及び定款又は寄付行為の変更に係る基準の適用を除外することとした。（第七〇条の三第一項関係）

(四)　代表理事の再任については、医療連携推進認定をした都道府県知事の認可を要さないこととした。（第七〇条の一九第一項関係）

八　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正関係

市町村は、市町村計画を作成するに当たっては、七の５の(六)の協議の結果を考慮することとした。（第五条第三項関係）

九　独立行政法人福祉医療機構法の一部改正関係

独立行政法人福祉医療機構の業務として、医療法人情報に関し、七の６の(四)の統計の作成等及び七の６の(五)の医療法人情報の提供に関する業務を行うことを追加するものとすることとした。（第一二条第一項関係）

一〇　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正関係

厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画（以下この一〇において「移行計画」という。）の認定を行うことができる期限を令和八年一二月三一日までとするとともに、当該認定の要件について、移行計画に記載された移行の期限が当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内のものであることとした。（附則第一〇条の三第四項及び第五項関係）

一一　介護保険法の一部改正関係

1　介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項

(一)　都道府県は、介護保険法第五条第二項の助言及び援助をするに当たっては、介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならないものとするとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護給付等対象サービスの提供等のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する事業に関する事項について定めるよう努めることとした。（第五条第三項及び第一一八条第三項関係）

(二)　市町村介護保険事業計画において、介護給付等対象サービスの提供等のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組に関する事項について定めるよう努めることとした。（第一一七条第三項関係）

2　複合型サービスの定義の見直しに関する事項

複合型サービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスについて、その内容を明確化することとした。（第八条第二三項関係）

3　地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項

(一)　指定介護予防支援事業者の対象拡大等

(1)　介護予防支援の実施に係る介護保険法第五八条第一項の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができることとした。（第一一五条の二二第一項関係）

(2)　市町村長は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、(1)の申請に基づく指定を受けた指定介護予防支援事業者に対し、当該計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができることとした。（第一一五条の三〇の二第一項関係）

(二)　包括的支援事業の委託規定の見直し

地域包括支援センターの設置者は、指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、介護保険法第一一五条の四五第二項第一号に掲げる事業の一部を委託することができることとした。（第一一五条の四七第四項関係）